県　章

滋賀県公報

令和８年（2026年）
11月27日
第772号
金曜日

毎週火・金曜　２回発行

目　　次

○　告　　示
公営住宅法施行令第２条第１項第４号の規定による滋賀県営住宅の家賃算定のための利便性係数（住宅課）……1
○　公　　告
地域森林計画の変更の案の縦覧公告（森林政策課）……2
大規模小売店舗の変更の届出の公告（中小企業支援課）……3
○　農業農村振興事務所公告
連携管理保全計画認可公告（大津・南部）……4
○　教育委員会公告
令和８年度滋賀県公立図書館職員（司書）採用選考第１次および第２次考査実施公告（生涯学習課）……4
○　公安委員会公告
技能講習開催公告（生活安全企画課）……6
○　病院事業庁公告
一般競争入札の公告……9

告　　示

滋賀県告示第471号

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例（昭和34年滋賀県条例第31号）第11条第２項の規定により、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第２条第１項第４号に規定する令和８年度における滋賀県営住宅の家賃算定のための利便性係数を次のとおり定めた。

令和８年11月27日

滋賀県知事　三日月　大　造

県営住宅の所在地	団地名	住　宅	利便性係数
大津市朝日が丘一丁目	朝日が丘	全ての住宅	0.96
大津市朝日が丘二丁目	朝日が丘	全ての住宅	0.95
大津市大平一丁目	石山	全ての住宅	0.88
大津市大平二丁目	石山南	１棟202号室、２棟403号室、３棟503号室、４棟306号室および６棟506号室	0.86
		その他の住宅	0.84
大津市大平二丁目	石山東	全ての住宅	0.85
大津市三大寺	神領	Ａ９棟の住宅	0.89
		Ｄ棟およびＥ棟の住宅	0.90
		その他の住宅	0.91
大津市一里山四丁目	一里山	全ての住宅	0.94
大津市栗林町	栗林	全ての住宅	0.89
彦根市芹川町	芹川	全ての住宅	0.91
彦根市東沼波町	東沼波	101号室、102号室および104号室から106号室までの住宅	0.94

		その他の住宅	0.93
彦根市開出今町	開出今	Ａ棟、Ｅ棟およびＦ棟の住宅	0.95
		Ｂ棟、Ｃ棟およびＤ棟の住宅	0.94
彦根市八坂町	八坂	全ての住宅	0.93
長浜市朝日町	永保	５号室から８号室までの住宅	0.95
		その他の住宅	0.96
長浜市新庄寺町	新庄寺	全ての住宅	0.93
長浜市新庄中町	北新	全ての住宅	0.96
長浜市新栄町	日之出	全ての住宅	0.86
長浜市殿町	殿町	Ａ棟の住宅	0.97
		Ｂ棟の住宅	0.98
長浜市木之本町黒田	黒田	全ての住宅	0.76
近江八幡市西本郷町	西本郷	全ての住宅	0.97
近江八幡市鷹飼町	鷹飼	全ての住宅	0.95
草津市木川町	陽ノ丘	全ての住宅	0.89
草津市西矢倉二丁目	矢倉	全ての住宅	0.92
草津市西渋川二丁目	渋川	全ての住宅	0.88
守山市播磨田町	久保	全ての住宅	0.86
守山市石田町	石田	全ての住宅	0.88
栗東市川辺	川辺	全ての住宅	0.92
栗東市小平井一丁目	小平井	全ての住宅	0.95
甲賀市水口町水口	古城ケ丘	全ての住宅	0.94
甲賀市水口町西林口	北脇	全ての住宅	0.91
甲賀市信楽町長野	信楽	全ての住宅	0.87
野洲市上屋	上屋	全ての住宅	0.92
野洲市永原	永原第二	全ての住宅	0.92
湖南市石部南四丁目	西寺	７棟から９棟までの住宅	0.92
		その他の住宅	0.93
湖南市岩根	田代ケ池	全ての住宅	0.92
高島市今津町日置前	平ケ崎	全ての住宅	0.89
高島市今津町弘川	弘川	全ての住宅	0.93
高島市拝戸	拝戸	４棟３号室の住宅	0.88
		その他の住宅	0.86
高島市新旭町安井川	安井川	全ての住宅	0.89
東近江市今堀町	今堀	Ａ棟からＣ棟までの住宅	0.83
		その他の住宅	0.81
東近江市沖野四丁目	沖野原	全ての住宅	0.86
東近江市尻無町	大森	全ての住宅	0.87
東近江市春日町	春日	全ての住宅	0.87

公　　告

地域森林計画の変更の案の縦覧公告

森林法（昭和26年法律第249号）第５条第５項の規定に基づき湖南地域森林計画（計画期間　令和５年４月１日から令和15年３月31日まで）を変更したいので、同法第６条第１項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の変更の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の変更の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、滋賀県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和８年11月27日

滋賀県知事　三日月　大　造

１　森林計画区の名称　湖南

２　地域森林計画の変更の案の縦覧の場所

滋賀県琵琶湖環境部森林政策課　大津市京町四丁目１番１号

滋賀県西部・南部森林整備事務所　大津市松本一丁目２－１

滋賀県甲賀森林整備事務所　甲賀市水口町水口6200

滋賀県中部森林整備事務所　東近江市八日市緑町７－23

なお、滋賀県のウェブサイト（https://www.pref.shiga.lg.jp/dj00/35068.html）でも閲覧することができる。

３　地域森林計画の変更の案の縦覧の期間　令和８年11月24日から令和８年12月21日まで（滋賀県のウェブサイトを除く各縦覧場所においては執務時間内に限る。）

地域森林計画の変更の案の縦覧公告

森林法（昭和26年法律第249号）第５条第５項の規定に基づき湖北地域森林計画（計画期間　令和７年４月１日から令和17年３月31日まで）を変更したいので、同法第６条第１項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の変更の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の変更の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、滋賀県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和８年11月27日

滋賀県知事　三日月　大　造

１　森林計画区の名称　湖北

２　地域森林計画の変更の案の縦覧の場所

滋賀県琵琶湖環境部森林政策課　大津市京町四丁目１番１号

滋賀県中部森林整備事務所　東近江市八日市緑町７－23

滋賀県湖北森林整備事務所　長浜市平方町1152－２

滋賀県西部・南部森林整備事務所高島支所　高島市今津町今津1758

なお、滋賀県のウェブサイト（https://www.pref.shiga.lg.jp/dj00/35068.html）でも閲覧することができる。

３　地域森林計画の変更の案の縦覧の期間　令和８年11月24日から令和８年12月21日まで（滋賀県のウェブサイトを除く各縦覧場所においては執務時間内に限る。）

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第５条第１項第２号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和８年11月27日

滋賀県知事　三日月　大　造

１　大規模小売店舗の名称および所在地　大津市真野複合商業施設　大津市真野五丁目1780－１ほか５筆

２　変更した事項

⑴　変更前

ア　大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名　三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社　東京都港区芝浦一丁目２番３号　代表取締役　濵野敬一

イ　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名　株式会社エービーシー・マート　東京都渋谷区神南一丁目11番５号　代表取締役　野口実　株式会社ユニクロ　山口県山口市佐山10717番地１　代表取締役　柳井正

⑵　変更後

ア　大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名　ＳＭＴＢリース株式会社　東京都港区芝浦一丁目２番３号　代表取締役　濵野敬一

イ　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名　株式会社エービーシー・マート　東京都渋谷区神南一丁目11番５号　代表取締役　服部喜一郎　株式会社ユニクロ　山口県山口市佐山10717番地１　代表取締役　柳井正

３　変更年月日　アについては令和８年10月１日、イについては令和８年３月１日

４　変更の理由　アについては大規模小売店舗を設置する者の商号変更のため、イについては大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更のため
５　届出年月日　令和８年11月16日
６　届出書類の縦覧場所および縦覧期間
⑴　縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室　大津市京町四丁目１番１号
滋賀県商工労働部中小企業支援課　大津市京町四丁目１番１号
大津市産業観光部商工労働政策課　大津市御陵町３－１
⑵　縦覧期間　令和８年11月27日から令和９年３月29日まで
７　意見書の提出期限および提出先
⑴　提出期限　令和９年３月29日
⑵　提出先　滋賀県商工労働部中小企業支援課　〒520－8577　大津市京町四丁目１番１号

農業農村振興事務所公告

連携管理保全計画認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の11第１項の規定により、野洲川下流土地改良区の連携管理保全計画は、令和８年11月18日に認可した。

令和８年11月27日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長　畑　中　隆　行

教育委員会公告

令和８年度滋賀県公立図書館職員（司書）採用選考第１次および第２次考査実施公告

令和８年度滋賀県公立図書館職員（司書）採用選考第１次および第２次考査を次のとおり行います。

令和８年11月27日

滋賀県教育委員会教育長　村　井　泰　彦

１　試験区分および採用予定人員　司書　１人
２　受験資格
⑴　図書館法（昭和25年法律第118号）第５条に規定する司書資格を有する者（令和９年３月31日までに司書資格を取得する見込みの者を含む。）で、次のいずれかに該当する者が受験できます。
ア　平成４年４月２日から平成17年４月１日までに生まれた者
イ　平成17年４月２日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者または令和９年３月31日までに大学を卒業する見込みの者
⑵　次のいずれかに該当する者は、受験できません。
ア　拘禁刑以上の刑または懲役もしくは禁錮に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
イ　滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
ウ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
３　勤務の条件
⑴　採用の時期　令和９年４月１日
⑵　勤務先　滋賀県立図書館等
⑶　給与等
ア　給料は、４年制大学卒の者で月額255,419円（地域手当を含む。）、その他に扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が、それぞれの支給要件に基づき支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。
なお、この額は、令和８年４月１日現在のものです。
イ　昇給は、原則として毎年１回行われます。
４　第１次考査

⑴　日時　令和９年１月17日(日)９時（集合時間８時15分）から13時頃まで
⑵　場所　滋賀県庁東館（大津市京町四丁目１－１）
⑶　方法　大学卒業程度で、次の方法により行います。
ア　教養試験　択一式により、公務員として必要な時事、社会、人文および自然に関する一般知識ならびに文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力について筆記試験を行います。
イ　専門試験　択一式および記述式により、図書館司書としての識見、思考力、表現力、素養等について筆記試験を行います。
※　使用できる時計は、計時機能だけのものに限ります（携帯電話等の使用はできません。）。
※　教養試験の解答はマークシート方式ですので、これに適した筆記用具（ＨＢの鉛筆等と消しゴム）を持参してください。
⑷　結果発表　令和９年１月下旬に合格者あて通知します。
５　受験手続および受付期間
⑴　出願票を持参または郵送する場合
ア　必要書類等
㋐　出願時に必要な書類等
ａ　出願票　１人１通（所定の用紙）
交付場所　滋賀県立図書館総務課　〒520－2122　大津市瀬田南大萱町1740－１　電話　077－548－9691
※　郵便等で請求できます。
郵便はがきの裏面に「令和８年度滋賀県公立図書館職員（司書）採用選考受験願書請求」と書き、住所および氏名を明記して、滋賀県立図書館総務課に請求してください。また、電話による請求も受け付けます。
※　滋賀県のホームページ(https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/jinji/saiyou/index.html)および滋賀県立図書館のホームページ（https://www.shiga-pref-library.jp）からもダウンロードできます。
ｂ　郵便はがき　１人１枚（宛先として住所、氏名および郵便番号を記入すること。）
※　受験番号等の通知に使用します。
㋑　第１次考査受験時に必要な書類等
ａ　履歴書　１人１通（所定の用紙）
※　用紙は、出願票と同時に交付します。
ｂ　写真　１人１枚（最近６か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。）
ｃ　受験番号通知　１人１通
※　受付期間終了後、出願時に提出された郵便はがきを用いて受験番号等を通知します。令和９年１月８日(金)までに到着しない場合は、滋賀県立図書館総務課に連絡してください。
電話　滋賀県立図書館総務課　077－548－9691
イ　提出先　滋賀県立図書館総務課　〒520－2122　大津市瀬田南大萱町1740－１
※　持参または郵送により提出するのは、「ア㋐出願時に必要な書類等」です。
「ア㋑第１次考査受験時に必要な書類等」については、第１次考査当日に会場に持参してください。
ウ　受付期間　出願票は、令和８年11月27日(金)から令和８年12月23日(水)までの10時から17時まで（毎週月曜日および火曜日を除く。）の間に受け付けます。郵送の場合は、令和８年12月23日(水)17時までに届いたものに限り受け付けます。封筒の表に赤字で「出願票在中」と書き、必ず簡易書留または特定記録郵便により送付してください。
⑵　インターネットにより申し込む場合
ア　申込手続　申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。
『しがネット受付』ホームページアドレス
https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/ma31270401
※　出願票を滋賀県立図書館のホームページ(https://www.shiga-pref-library.jp)からあらかじめダウンロードして作成する必要があります。
※　申込完了および受験番号は、メールで通知します。
※　出願票および受験番号を通知するメールを印刷する必要があります。
イ　受付期間　令和８年11月27日(金)正午から令和８年12月23日(水)17時まで（ただし、システムの管理運営上

の都合により変更する場合があります。）

ウ　第１次考査受験時に必要な書類等

⑺　出願票　１人１通（申込時に作成した出願票の氏名欄を消去して印刷し、氏名を自署すること。）

⑴　履歴書　１人１通（様式は、滋賀県立図書館のホームページ（https://www.shiga-pref-library.jp）からダウンロードすること。）

⑼　写真　１人１枚（最近６か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。）

⑵　受験番号通知　１人１通（受験番号を通知するメールを印刷したもの）

※　受験番号を通知するメールは、令和８年12月24日(木)以降に順次送信します（申込みの直後に自動送信される申込完了通知メールとは異なります。）。

※　令和９年１月８日(金)までに受験番号を通知するメールが届かない場合は、滋賀県立図書館総務課に連絡してください。

電話　滋賀県立図書館総務課　077－548－9691

６　第２次考査　第１次考査合格者には、第２次考査を受けていただきます。詳しくは、第１次考査合格者に対して文書でお知らせします。

⑴　日時　令和９年１月31日(日)

⑵　場所　滋賀県立図書館（大津市瀬田南大萱町1740－１）

⑶　方法　次の方法により行います。

ア　論文試験および口述試験　図書館司書としての識見､表現力等についての小論文および口述試験を行います。

イ　適性検査　公務員として必要な適性についての検査を行います（第２次考査合格者のみ判定を行います。検査結果は、10⑴の滋賀県人事委員会で実施される選考の参考とします。）。

⑷　結果発表　令和９年２月上旬に合格者あて通知します。

７　日本国籍を有しない者の任用

⑴　日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。

⑵　日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

８　こども性暴力防止法が施行されることに伴う措置について　学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）の施行後（同法は令和８年12月25日までに施行される見込み。）、児童等と接する業務に従事することとなる人については、同法第４条第１項の規定に基づく特定性犯罪の前科の有無の確認を行い、前科が確認された人については当該業務に従事させないなど児童対象性暴力等を防止するために必要な措置を講じなければならないことから、あらかじめ、当該確認とは別に、任命権者による採用手続等の過程において、最終合格者に対し誓約書の提出を求めることなどにより特定性犯罪の前科の有無を確認します。

９　滋賀県教育委員会の採用活動等におけるハラスメント防止に係るルールや相談窓口について　滋賀県教育委員会ホームページ「教育委員会事務局における求職者等に対するハラスメント防止について」（https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/ma00/35140.html）を御覧ください。

10　その他

⑴　第２次考査合格者については､令和９年２月中旬に滋賀県人事委員会で実施される選考を受けていただきます。選考の方法は、口述試験（主として人物についての面接試験）等ですが、詳しくは、第２次考査合格者に対して文書でお知らせします。

⑵　滋賀県人事委員会で実施される選考の合格者には、令和９年３月中旬に採用内定の通知をします。

⑶　試験会場への自家用車の乗り入れはできません。

⑷　大学卒業見込みを要件として受験した者が、所定の時期までに大学を卒業できなかったときは、採用される資格を失います。

⑸　司書資格取得見込みを要件として受験した者が、所定の時期までに司書資格を取得できなかったときは、採用される資格を失います。

公　安　委　員　会　公　告

技能講習開催公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号）第５条の５第１項の規定により、猟銃の操作および射撃の技能に関する講習を次のとおり開催する。

令和８年11月27日

滋賀県公安委員会委員長　　上　　田　　健 一 郎

１　受講対象者　滋賀県内に住所を有する銃砲刀剣類所持等取締法第４条第１項第１号の規定による許可を受けて猟銃を所持する者で、技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則（昭和53年国家公安委員会規則第８号。以下「規則」という。）第８条第１項のライフル銃等射撃講習（以下「技能講習」という。）を受けようとするもの

２　講習の日時、場所、講習の種別、射撃方法および受講定員　別表のとおり

３　技能講習科目および時間

⑴　猟銃の操作

ア　猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い

イ　猟銃の点検

ウ　実包の装填および抜出しその他実包の取扱い

エ　射撃の姿勢および動作

⑵　猟銃の射撃　固定標的に対する射撃

⑶　技能講習の時間　おおむね３時間

４　技能講習修了証明書の交付　規則第６条、第８条および第９条に定めるところにより行った技能講習の課程を終了し、教習射撃指導員が講習事項を修得したと認定した者に対し技能講習の修了を認定し、技能講習修了証明書を交付する。

５　受講の申込み　受講を希望する者は、別表の受講申込締切日までに、住所地を管轄する警察署を経由して滋賀県公安委員会に講習の受講を申し込むこと。

６　手数料　受講申込みをするときに、14,000円の滋賀県警察関係事務手数料を納付すること。

７　注意事項

⑴　受付期間内であっても、受講申込人員が受講定員に達した場合は、受付を締め切る。

⑵　技能講習当日における遅刻および早退は認めない。

⑶　受講者は、技能講習当日、技能講習通知書、猟銃・空気銃所持許可証、技能講習受講に使用する猟銃および適合実包10個（適合実包を所持していない場合は、猟銃用火薬類等譲受許可証）を持参すること。

⑷　射撃に関する講習に際しては、必要により10回以上の射撃を行う場合があるので、予備の適合実包または猟銃用火薬類等譲受許可証を持参すること。

⑸　天災その他不可抗力の事態により、講習の日時、場所、受講定員等を変更し、または講習を中止する可能性がある。

別表

令和９年１月～３月　技能講習日程表

番号	日　　時	場　　所	講習の種別	射撃方法	受講定員	申込締切日
1	１月22日(金) 午後１時	京都府京都市右京区京北下町山作り 京北綜合射撃場	ライフル銃等射撃講習	標的射撃	３人	１月８日(金)
2	１月29日(金) 午後１時	京都府京都市右京区京北下町山作り 京北綜合射撃場	ライフル銃等射撃講習	標的射撃	３人	１月15日(金)
3	２月12日(金) 午後１時	京都府京都市右京区京北下町山作り 京北綜合射撃場	ライフル銃等射撃講習	標的射撃	３人	１月29日(金)
4	２月26日(金) 午後１時	京都府京都市右京区京北下町山作り 京北綜合射撃場	ライフル銃等射撃講習	標的射撃	３人	２月12日(金)
5	３月12日(金) 午後１時	京都府京都市右京区京北下町山作り 京北綜合射撃場	ライフル銃等射撃講習	標的射撃	３人	２月26日(金)
6	３月26日(金) 午後１時	京都府京都市右京区京北下町山作り	ライフル銃等射撃講習	標的射撃	３人	３月12日(金)

		京北綜合射撃場				

技能講習開催公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号）第５条の５第１項の規定により、猟銃の操作および射撃の技能に関する講習を次のとおり開催する。

令和８年11月27日

滋賀県公安委員会委員長　上　田　健一郎

１　受講対象者　滋賀県内に住所を有する銃砲刀剣類所持等取締法第４条第１項第１号の規定による許可を受けて猟銃を所持する者で、技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則（昭和53年国家公安委員会規則第８号。以下「規則」という。）第７条第１項の散弾銃射撃講習（以下「技能講習」という。）を受けようとするもの

２　講習の日時、場所、講習の種別、射撃方法および受講定員　別表のとおり

３　技能講習科目および時間

⑴　猟銃の操作

ア　猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い

イ　猟銃の点検

ウ　実包の装填および抜出しその他実包の取扱い

エ　射撃の姿勢および動作

⑵　猟銃の射撃　飛しょうする標的に対する射撃

⑶　技能講習の時間　おおむね３時間

４　技能講習修了証明書の交付　規則第６条、第７条および第９条に定めるところにより行った技能講習の課程を終了し、教習射撃指導員が講習事項を修得したと認定した者に対し技能講習の修了を認定し、技能講習修了証明書を交付する。

５　受講の申込み　受講を希望する者は、別表の受講申込締切日までに、住所地を管轄する警察署を経由して滋賀県公安委員会に講習の受講を申し込むこと。

６　手数料　受講申込みをするときに、14,000円の滋賀県警察関係事務手数料を納付すること。

７　注意事項

⑴　受付期間内であっても、受講申込人員が受講定員に達した場合は、受付を締め切る。

⑵　技能講習当日における遅刻および早退は認めない。

⑶　受講者は、技能講習当日、技能講習通知書、猟銃・空気銃所持許可証、技能講習受講に使用する猟銃および適合実包25個（通称7.5号以下の散弾に限る。また、適合実包を所持していない場合は、猟銃用火薬類等譲受許可証）を持参すること。

⑷　射撃に関する講習に際しては、必要により25回以上の射撃を行う場合があるので、予備の適合実包または猟銃用火薬類等譲受許可証を持参すること。

⑸　天災その他不可抗力の事態により、講習の日時、場所、受講定員等を変更し、または講習を中止する可能性がある。

別表

令和９年１月～３月　技能講習日程表

番号	日　時	場　所	講習の種別	射撃方法	受講定員	申込締切日
1	１月28日（木） 午後１時	京都府宇治市西笠取引坂 京都笠取国際射撃場	散弾銃射撃講習	トラップ	12人	１月14日（木）
2	２月11日（木） 午後１時	京都府宇治市西笠取引坂 京都笠取国際射撃場	散弾銃射撃講習	トラップ	12人	１月28日（木）
3	３月11日（木） 午後１時	京都府宇治市西笠取引坂 京都笠取国際射撃場	散弾銃射撃講習	トラップ	12人	２月25日（木）

病　院　事　業　庁　公　告

一般競争入札の公告

滋賀県立総合病院における生体情報モニタシステムの購入について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の６第１項の規定により公告する。

令和８年11月27日

滋賀県病院事業庁長　　足　　立　　壯　　一

１　入札に付する事項

⑴　購入物品名および数量　生体情報モニタシステム　一式

⑵　購入物品の特質等　仕様書による。

⑶　納入期限　令和９年３月15日(月)

⑷　納入場所　滋賀県立総合病院　守山市守山五丁目４番30号

２　入札に参加する者に必要な資格　次に掲げる要件を全て満たす者であること。

⑴　施行令第167条の４に規定する者に該当しない者であること。

⑵　滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の２各号のいずれにも該当しない者であること。

⑶　滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

⑷　入札参加者に必要な資格等（令和８年滋賀県病院事業庁告示第１号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のように登録されている者であること。

営業種目　大分類：物品　中分類：医療用機器・医療用品

新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録までに時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課　〒520－8577　大津市京町四丁目１番１号　電話　077－528－4314

⑸　この公告に示した物品またはこれと同等のものを納入することができる者であること。

３　入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等　この入札に参加を希望する者は、次の⑴から⑷までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認めた者は、この入札に参加することができない。

⑴　必要とする書類　入札参加資格確認申請書および仕様書に示した技術的要件を満たしていることを証するための書類。なお、仕様書に示した技術的要件を満たしていることを証するための書類は次のとおりとする。

ア　入札する物品のメーカー、製品名、型番および数量の一覧（仕様書「Ⅰ．調達物品名および構成内容」に対応したもの。）

イ　技術的要件に対する対応状況を示す文書（仕様書「Ⅲ．技術的要件」の各項目に対して説明し、それを証明するために必要な資料を添付すること。）

ウ　機器のカタログ、性能や機能の詳細を説明する文書等

エ　その他、仕様書内で事前の提出を要求している書類

⑵　提出期限　令和８年12月７日(月)15時まで

⑶　提出場所　滋賀県立総合病院経営強化推進室戦略調達係　〒524－8524　守山市守山五丁目４番30号　電話　077－582－5031

⑷　提出方法

ア　持参による場合　必要とする書類を⑵に示す提出期限までに⑶に示す場所に持参すること。

イ　郵送による場合　必要とする書類を⑵に示す提出期限までに⑶に示す場所に必着させること（書留郵便に限る。）。また、この場合の送料は、自己負担とする。

⑸　入札に参加する資格を有するかどうかの審査の結果は令和８年12月10日(木)までに通知する。

４　入札執行の日時、場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先

ア　滋賀県物品・役務電子調達システム

イ　滋賀県立総合病院経営強化推進室戦略調達係　〒524－8524　守山市守山五丁目４番30号　電話　077－582－5031　ＦＡＸ　077－582－5931

ウ　この入札に関する問合せはイに示す場所で受け付ける。

エ　入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、令和８年12月７日(月)15時までにイに示す場所に書面で提出すること。提出された質問を確認した後、令和８年12月10日(木)までを目途に、滋賀県物品・役務電子調達システムの添付ファイルに回答を添付する。また、滋賀県立総合病院経営強化推進室戦略調達係にて掲示する。

⑵　契約条項を示す期間

ア　滋賀県物品・役務電子調達システム　令和８年11月27日(金)から令和８年12月22日(火)まで

イ　滋賀県立総合病院経営強化推進室戦略調達係　令和８年11月27日(金)から令和８年12月22日(火)まで（土曜日および日曜日を除く。）の９時から17時まで。また、令和８年12月22日(火)は12時までとする。

⑶　入札説明書の交付方法　入札説明書は、⑴アもしくはイに示す場所または郵送により交付する。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

⑷　入札説明会の日時および場所　行わない。

⑸　入札書の提出期間　令和８年12月11日(金)から令和８年12月22日(火)まで（土曜日および日曜日を除く。）の９時から17時まで。また、令和８年12月22日(火)は12時までとする。

⑹　入札書の提出方法

ア　電子入札による場合　滋賀県物品・役務電子調達システムを使用し⑸に示す入札書の提出期間内に入札すること。

イ　持参による場合　入札書を⑸に示す入札書の提出期間内に⑴イに示す場所に持参すること。

ウ　郵送による場合　入札書を⑸に示す入札書の提出期間内に⑴イに示す場所に必着させること（書留郵便に限る。）。また、この場合の送料は、自己負担とする。

⑺　開札の日時および場所　令和８年12月22日(火)13時　滋賀県物品・役務電子調達システム

５　入札方法等

⑴　入札執行については、滋賀県病院事業会計規程（平成18年滋賀県病院事業庁規程第18号）、滋賀県財務規則および滋賀県病院事業庁の物品等または特定役務の調達の特例を定める規程（平成18年滋賀県病院事業庁規程第19号）の規定によるものとする。

⑵　落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

６　保証金　入札保証金および契約保証金については、免除する。

７　契約書の作成の要否　要

８　入札の無効　次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

⑴　滋賀県病院事業会計規程第95条の規定に該当する入札

⑵　虚偽の申請を行った者のした入札

９　落札者の決定方法　この入札に参加する者に必要な資格を有すると滋賀県病院事業庁が認めた入札参加者であって、滋賀県病院事業会計規程の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10　支払条件　前金払および部分払は行わない。

11　契約手続において使用する言語および通貨　日本語および日本国通貨

12　その他必要事項

⑴　入札参加者に要求される事項　入札参加者は、開札日の前日までの間において滋賀県病院事業庁から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。

⑵　代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報を登録された代理人に限る。

⑶　開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときには、再度の入札を行うことがある。なお、失格となった者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

⑷　落札者は、落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。

⑸　入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱（平成８年滋賀県告示第80号）に基づき当該調達

に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。

⑹　その他詳細は入札説明書、仕様書による。

13　Summary

⑴　Nature and quantity of the products to be purchased：Patient monitoring system and related equipment, 1 set

⑵　Deadline for tender：12：00, December 22, 2026

⑶　For further information, contact:General Affairs Division, Shiga General Hospital, ５－４－30 Moriyama, Moriyama－shi, Shiga 524－8524 Japan TEL 077－582－5031